

特定複合観光施設区域整備法案 新旧対照条文

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第五条関係）（抄）	1
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）（抄）	3
○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（附則第七条関係）（抄）	5
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（附則第八条関係）（抄）	6
○個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（附則第九条関係）（抄）	8
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）（附則第十条関係）（抄）	9
○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第十一条関係）（抄）【古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第九条及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第 号）附則第二十四条の規定による改正後】	10
○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（附則第十二条関係）（抄）【産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）第二条の規定による改正後】	20
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（附則第十三条関係）（抄）	21
○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第一百五十五号）（附則第十四条関係）（抄）	22
○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）（附則第十五条関係）（抄）	23
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十六条関係）（抄）	24

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第五条関係）（抄）

改正案

現行

<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、十四（略） 十四の二 個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員 十四の三 カジノ管理委員会の委員長及び常勤の委員 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員 十六、四十七（略） 四十七の二 個人情報保護委員会の非常勤の委員 四十七の三 カジノ管理委員会の非常勤の委員 四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員 四十九、七十五（略）</p>	<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、十四（略） 十四の二 個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員 （新設） 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員 十六、四十七（略） 四十七の二 個人情報保護委員会の非常勤の委員 （新設） 四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員 四十九、七十五（略）</p>
<p>別表第一（第三条関係） 官職名 （略） 検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長</p>	<p>別表第一（第三条関係） 官職名 （略） 検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委員会委員長 （新設） 公害等調整委員会委員長</p>
<p>（略） （略） 一、一九九、〇〇〇円</p>	<p>（略） （略） 一、一九九、〇〇〇円</p>

<p>運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>(略)</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇三五、〇〇〇円</p>
<p>運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>(略)</p>	<p>個人情報保護委員会の常勤の委員 (新設) 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇三五、〇〇〇円</p>

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）（抄）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十四の二（略）</p> <p>三十四の三 カジノ事業若しくはカジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定</p> <p>(一) 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第九号）第三十九条（免許等）のカジノ事業の免許（更新の免許を除く。）</p> <p>(二) 特定複合観光施設区域整備法第二百二十四条（免許）のカジノ施設供用事業の免許（更新の免許を除く。）</p> <p>(三) 特定複合観光施設区域整備法第四百三十三条第一項（許可）のカジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十四の二（略）</p> <p>(新設)</p>
	免許件数	税率	
<p>一件につき十 五万円</p> <p>一件につき十 五万円</p> <p>一件につき十 五万円</p>			

三十五～百六十 (略)	等修理業の許可（更新の許可を除く。） (四) 特定複合観光施設区域整備法第五十条第一項（カジノノ関連機器等外国製造業の認定）のカジノ関連機器等外国製造業の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき 五万円

三十五～百六十 (略)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（附則第七条関係）（抄）

改 正 案	現 行
<p>（基本計画）</p> <p>第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（基本計画）</p> <p>第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第八条関係）（抄）

改正案	現行
<p>（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>
<p>別表（第七条関係） 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 行政手続における特定の個人を識別するた</p>	<p>別表（第七条関係） 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 行政手続における特定の個人を識別するた</p>

号) 律第 成三十年法 整備法(平 光施設区域 特定複合観	めの番号の 利用等に関 する法律(平 成二十五 年法律第二 十七号)
	第七十四条第八項
	第四条

(新設)	めの番号の 利用等に関 する法律(平 成二十五 年法律第二 十七号)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（附則第九条関係）（抄）

改正案	現行
<p>（事業所管大臣） 第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（事業所管大臣） 第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）</p> <p>二（略）</p>

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（附則第十条関係）（抄）

改正案	現行
<p>（主務省令） 第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会又はそれぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第十一条関係）（抄）【古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第九条及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第 号）附則第二十四条の規定による改正後】

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 三十九 (略) 四十 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第 号） (第二条第九項に規定するカジノ事業者) 四十一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（別表において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十二条第一項第十六号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。） 四十二 四十八 (略) 3 (略)</p> <p>(取引時確認等) 第四条 特定事業者（第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 三十九 (略) (新設) 四十 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（別表において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十二条第一項第十五号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。） 四十一 四十七 (略) 3 (略)</p> <p>(取引時確認等) 第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等</p>

について、次の各号（第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一〇四（略）

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいづれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一〇三（略）

三・四（略）

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は	第一項	次の各号（第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）	第一号
--------------	-----	--	-----

について、次の各号（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一〇四（略）

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいづれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一〇三（略）

三・四（略）

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は	第一項	次の各号（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）	第一号
--------------	-----	--	-----

3 (略)	2 第七条 (略) (取引記録等の作成義務等) 第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等(別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。)を行った場合には、その価額が少額である財産の処分代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。	6 (略)	(略)	(略)	(略)	財団を 除く。	第一項 第一号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
						第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項)	前項各号に掲げる事項並 びに当該取引がその価額 が政令で定める額を超え る財産の移転を伴う場合 にあつては、資産及び収 入の状況(第二条第二項 第四十五号から第四十八 号までに掲げる特定事業 者にあつては、前項第一 号に掲げる事項)	前項第一号に掲げ る事項

3 (略)	2 第七条 (略) (取引記録等の作成義務等) 第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等(別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。)を行った場合には、その価額が少額である財産の処分代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。	6 (略)	(略)	(略)	(略)	財団を 除く。	第一項 第一号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
						第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項)	前項各号に掲げる事項並 びに当該取引がその価額 が政令で定める額を超え る財産の移転を伴う場合 にあつては、資産及び収 入の状況(第二条第二項 第四十四号から第四十七 号までに掲げる特定事業 者にあつては、前項第一 号に掲げる事項)	前項第一号に掲げ る事項

(疑わしい取引の届出等)

第八条 特定事業者(第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

255 (略)

(弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置)

第十二条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

253 (略)

(捜査機関等への情報提供等)

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第九条第一項の規定による届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第一条第一項の指

(疑わしい取引の届出等)

第八条 特定事業者(第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

255 (略)

(弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置)

第十二条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

253 (略)

(捜査機関等への情報提供等)

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第一条第一項の指定を受けた者に限る。)若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条

定を受けた者に限る。)若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条において「検察官等」という。)による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(行政庁等)

第二十二条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで及び第四十七号に掲げる特定事業者
内閣総理大臣
- 二 十一 (略)

十二 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者及び同項第四十三号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者 総務大臣

十三 第二条第二項第三十七号及び第四十八号に掲げる特定事業者 財務大臣

十四 第二条第二項第三十八号、第三十九号及び第四十二号に掲げる特定事業者並びに同項第四十三号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

において「検察官等」という。)による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(行政庁等)

第二十二条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで及び第四十六号に掲げる特定事業者
内閣総理大臣
- 二 十一 (略)

十二 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者及び同項第四十二号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者 総務大臣

十三 第二条第二項第三十七号及び第四十七号に掲げる特定事業者 財務大臣

十四 第二条第二項第三十八号、第三十九号及び第四十一号に掲げる特定事業者並びに同項第四十二号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

十五 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 カジノ管理委員会

十六 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣）

十七 第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者 法務大臣
十八 第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5 10 (略)

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣又は委員
員会
イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条

(新設)

十五 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣）

十六 第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者 法務大臣
十七 第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5 10 (略)

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣
イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条

- 第一項に定める行政庁である大臣又は委員会
 ロ・ハ (略)
 ニ 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 国土交通大臣
 ホ 第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者 総務大臣
 ニ〜四 (略)
 2 (略)

別表 (第四条関係)

第二条第二項第三十九号に掲げる者	(略)	(略)	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務(同条第七項に規定するカジノ行為を除く。)	チップ(同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。)の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引	チップ(同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。)の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十一号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地(宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。)若しくは建物(建物の一部を含む。以下この表において同じ。)の売買又はその代理若しくは媒介に係るも	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引

- 第一項に定める行政庁である大臣
 ロ・ハ (略)
 ニ 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 国土交通大臣
 ホ 第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者 総務大臣
 ニ〜四 (略)
 2 (略)

別表 (第四条関係)

(新設)

第二条第二項第三十九号に掲げる者	(略)	(略)	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地(宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。)若しくは建物(建物の一部を含む。以下この表において同じ。)の売買又はその代理若しくは媒介に係るも	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引

<p>第二条第二項 第四十二号に掲げる者</p>	<p>の 貴金属等の売買の業務</p>	<p>貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項 第四十三号に掲げる者</p>	<p>同号に規定する業務</p>	<p>同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項 第四十五号に掲げる者</p>	<p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下の表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <p>一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続</p> <p>二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項 第四十一号に掲げる者</p>	<p>の 貴金属等の売買の業務</p>	<p>貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項 第四十二号に掲げる者</p>	<p>同号に規定する業務</p>	<p>同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項 第四十四号に掲げる者</p>	<p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下の表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <p>一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続</p> <p>二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

<p>第二条第二項 第四十七号に 掲げる者</p>	<p>第二条第二項 第四十六号に 掲げる者</p>	
<p>の 業務のうち、特定受任 行為の代理等に係るも し、若しくは関連する 業務又はこれらに付随 業務又はこれらに付随 業務のうち、特定受任 行為の代理等に係るも の</p>	<p>行政書士法（昭和二十 六年法律第四号）第一 条の二、第一条の三若 しくは第十三条の六に 定める業務又はこれら に付随し、若しくは関 連する業務のうち、特 定受任行為の代理等に 係るもの</p>	<p>る行為又は手続（会 社以外の法人、組合 又は信託であつて政 令で定めるものに係 るこれらに相当する ものとして政令で定 める行為又は手続を 含む。） 三 現金、預金、有価 証券その他の財産の 管理又は処分（前二 号に該当するものを 除く。）</p>
<p>特定受任行為の代理等 を行うことを内容とす る契約の締結その他の 政令で定める取引</p>	<p>特定受任行為の代理等 を行うことを内容とす る契約の締結その他の 政令で定める取引</p>	

<p>第二条第二項 第四十六号に 掲げる者</p>	<p>第二条第二項 第四十五号に 掲げる者</p>	
<p>の 業務のうち、特定受任 行為の代理等に係るも し、若しくは関連する 業務又はこれらに付随 業務又はこれらに付随 業務のうち、特定受任 行為の代理等に係るも の</p>	<p>行政書士法（昭和二十 六年法律第四号）第一 条の二、第一条の三若 しくは第十三条の六に 定める業務又はこれら に付随し、若しくは関 連する業務のうち、特 定受任行為の代理等に 係るもの</p>	<p>る行為又は手続（会 社以外の法人、組合 又は信託であつて政 令で定めるものに係 るこれらに相当する ものとして政令で定 める行為又は手続を 含む。） 三 現金、預金、有価 証券その他の財産の 管理又は処分（前二 号に該当するものを 除く。）</p>
<p>特定受任行為の代理等 を行うことを内容とす る契約の締結その他の 政令で定める取引</p>	<p>特定受任行為の代理等 を行うことを内容とす る契約の締結その他の 政令で定める取引</p>	

<p>第二条第二項 第四十八号に 掲げる者</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項 第四十七号に 掲げる者</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（附則第十二条関係）（抄）【産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）第二条の規定による改正後】

改 正 案	現 行
<p>（主務大臣等） 第四百七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第六条第二項及び第三項、第九条第三項及び第五項並びに第十一条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務大臣等） 第四百七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第六条第二項及び第三項、第九条第三項及び第五項並びに第十一条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、運輸安全委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（附則第十三条関係）（抄）

改 正 案	現 行
<p>（公告国際テロリストに対する行為の制限）</p> <p>第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定（仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>一 金銭、有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）、貴金属等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等をいう。）、土地、建物、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十七条第一項において同じ。）その他これらに類する財産として政令で定めるもの（その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の贈与を受けること。</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>（公告国際テロリストに対する行為の制限）</p> <p>第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定（仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>一 金銭、有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）、貴金属等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第四十一号に規定する貴金属等をいう。）、土地、建物、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十七条第一項において同じ。）その他これらに類する財産として政令で定めるもの（その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の贈与を受けること。</p> <p>二〇五（略）</p>

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）（附則第十四条関係）（抄）

改正案	現行
<p>（所掌事務等） 第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第 号） 第九条第十二項（同法第十条第四項、第十一条第三項、第十九条第二項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第四項の規定により意見を述べること。 2 （略）</p> <p>第十九条 （略） 2 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣及びカジノ管理委員会委員長をもって充てる。</p>	<p>（所掌事務等） 第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 （新設） 2 （略）</p> <p>第十九条 （略） 2 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。</p>

改正案	現行
<p>（主務大臣等） 第五十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第三項、第十一条第三項第七号及び第十五条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）とす。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務大臣等） 第五十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第三項、第十一条第三項第七号及び第十五条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖繩の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 （略） 二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十一条に規定する事務</p>	<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖繩の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 （略） 二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十一条に規定する事務</p>

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第

号）第二百十五条に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二 （略）

（内閣府審議官）

第十六条 （略）

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（略）	個人情報保護委員会	（略）
カジノ管理委員会	個人情報保護に関する法律	（略）
（略）	特定複合観光施設区域整備法	（略）

（新設）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二 （略）

（内閣府審議官）

第十六条 （略）

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（略）	個人情報保護委員会	（略）
（新設）	個人情報保護に関する法律	（略）
（略）		（略）